

高病原性鳥インフルエンザについて

平成 1 6 年 1 月 2 9 日

農 林 水 産 省

1 日本で発生した高病原性鳥インフルエンザの概要

- (1) 平成16年1月12日、山口県において、国内では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。

- (2) 今回、我が国で検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスの血清亜型は、香港、韓国、ベトナム等で分離されたウイルスと同一のH5N1である。遺伝子解析の結果、1997年及び2003年に香港で分離されたウイルス株とは異なることが明らかとなったが、それ以外は現在のところ不明。

- (3) 発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限等、必要な防疫措置を講ずるとともに、疫学調査を実施。このうち、発生農場の防疫措置については、1月21日に完了。

2 世界における鳥インフルエンザの発生状況及び我が国における鶏肉等の輸入停止措置について

(1) 発生状況

1997年 香港(150万羽処分、18名感染うち6名死亡)

2003年 ドイツ(3万羽処分)
オランダ・ベルギー
(1,100万羽処分、1名が死亡)
米国(低病原性であることが判明)
韓国(185万羽処分)

2004年 ベトナム、台湾、タイ、インドネシア、
カンボジア、中国、ラオス、パキスタン

(2) 輸入停止措置(家きん肉等)

韓国、ベトナム、台湾、タイ、インドネシア、カンボジア、中国、
ラオス、パキスタン等からの生きた家きん・家きん肉等の輸入を一
時停止(1月27日時点)